

## 第17期第6回郡山市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年5月7日(月)午後3時から4時15分

2 開催場所 郡山市役所 本庁舎2階 正庁

### 3 出席委員(34人)

会 長	29番	新田 幾男			
会長職務代理者	9番	加藤満喜子			
委 員	1番	熊田 吉秀	2番	柳沼 安正	
	3番	濱津 洋一	4番	根本 淳一	
	6番	伊藤 幸一	7番	馬場 猪吉	
	10番	鈴木 敦博	11番	藤沢 功夫	
	12番	樋口 誠一	13番	古川 勝幸	
	14番	高野 和介	15番	谷代 榮一	
	16番	鈴木裕美夫	17番	村上 晃一	
	18番	鈴木 光一	19番	小林正一郎	
	20番	田母神一二	21番	佐久間俊一	
	22番	影山 ハヤ	23番	増子 富康	
	24番	松川 延安	25番	後藤 秋夫	
	26番	遠藤 昭夫	27番	伊藤 城治	
	28番	藤田 稔	30番	中尾 一明	
	33番	遠藤 栄一	34番	古川 一郎	
	35番	吉田 秀吉	36番	小山 一榮	
	37番	細山 文昭	38番	古川 榮	

4 欠席委員(4人) 5番 菅野 勝弘 8番 川前 善寛  
31番 伊東 正幸 32番 飯田 東一

### 5 議事日程

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第22号 平成30年度郡山市農業委員会基本方針の決定について

議案第23号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価  
並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画の  
決定について

議案第24号 郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程

議案第25号 郡山市農業委員会慶弔内規の一部改正について

報告第1号 専決処分事項の報告について

専決第1号 郡山市農業委員会事務局職員人事発令について

専決第 2号 郡山市農業委員会事務局出張所職員人事発令について  
専決第 3号 郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程

6 その他

- (1) 平成 29 年度郡山市農業委員会主要事業の経過報告について
- (2) 平成 30 年度郡山市農業委員会予算の概要について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	松井 喜夫
事務局次長兼農業振興係長	齋藤 聡
主任主査兼農地調整係長	柳沼 一幸
主任主査兼庶務係長	家久来悦子
庶務係主査	松崎 直美

## 8 会議の概要

幹事長

本日は、御多忙のところ、郡山市農業委員会第6回総会に御出席いただきましてありがとうございます。

進行を努めます幹事長の鈴木光一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

総会に先立ちまして成立報告をいたします。

総会成立の定足数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、現に在任する委員の過半数と定められており、委員38名のところ、本日の出席委員は34名であります。

委員の過半数を超えておりますので、総会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

幹事長

それでは次第にそって進めさせていただきます。

ただ今から、第17期第6回郡山市農業委員会総会を開会いたします。はじめに、新田幾男会長より挨拶を申し上げます。

会 長

本日、ここに、第6回郡山市農業委員会総会が開催されるにあたり、一言御挨拶を申し上げます。

御来賓の皆様には、日頃から農業委員会の運営及び活動に御理解を賜り、また、公務御多用のところ御臨席いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、農業・農村における状況は、需要に応じた米作りへの転換により、本年度から米の直接支払交付金の廃止、生産数量目標配分の見直しが行われるなど、厳しい問題に直面しておりますが、今まさに大きな転換期を迎えております。

国際的には、TPP11協定の署名式が行われ、米国はFTA交渉に意欲を示すなど、グローバル化の波が押し寄せております。

国内においては、昨年、「農業競争力強化プログラム」に関する農業改革関連8法案が成立、さらに、農業用施設の底地を全面コンクリート張りにした場合の農地としての取り扱いや、所有者不明農地の利用権設定を可能とする農業経営基盤強化促進法等の改正案が衆議院を通過したところであります。

本市においては、東京電力福島第一原子力発電所事故から7年が経過した今もなお、農産物価格の低迷が続いており、風評が払拭されたいと言えない状況にあり、営農支援や風評対策は最優先の課題であると考えております。

また、農業委員会等に関する法律の改正により、本年8月には、市長が議会の同意を得て任命する農業委員と農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員とが連携して活動する新体制へと移行してまいります。

会 長

私たち農業委員も、任期満了まで残り3か月となりましたが、本市農業の更なる振興と発展のため、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消対策、新規参入者の促進など、「農地利用の最適化の推進」に向けた取り組みをさらに強化していく所存でございます。

本日の総会議事では、平成30年度郡山市農業委員会基本方針等について付議しております。慎重な御審議を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様の御健勝とますますの御活躍を御祈念申し上げまして、挨拶といたします。

幹事長

ここで御来賓の皆様から御祝辞を頂戴したいと思います。  
はじめに、郡山市長 品川 萬里様、よろしくお願いいたします。

市 長

挨拶

幹事長

ありがとうございました。続きまして、郡山市議会議長 佐藤 政喜様、よろしくお願いいたします。

市議会議長

挨拶

幹事長

ありがとうございました。続きまして、一般社団法人福島県農業会議代表理事会長 太田 豊秋様、よろしくお願いいたします。

県農業会議  
代表理事会長

挨拶

幹事長

ありがとうございました。続きまして、福島県県中農林事務所長 桃井 栄一様、よろしくお願いいたします。

県中農林事務所長

挨拶

幹事長

ありがとうございました。御臨席をいただきましたすべての御来賓の皆様から御祝辞を賜りたいところでございますが、時間の都合上、以上とさせていただきます、改めましてここで御来賓の皆様の御紹介をさせていただきます。

郡山市長 品川 萬里 様  
郡山市議会議長 佐藤 政喜 様  
一般社団法人福島県農業会議代表理事会長  
太田 豊秋 様

幹事長

福島県県中農林事務所長 桃井 栄一 様  
福島県農業共済組合地区担当理事 早川 栄二 様  
郡山市農林部長 永久保 利弥 様

以上でございます。ありがとうございました。

なお、本日いただいております祝電については、入口に掲示してありますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

ここで、御来賓の皆様方は、所用のため御退席されます。公務多忙の中御出席をいただき、誠にありがとうございました。拍手でお送り願いたいと存じます。

それでは再開いたします。

議事進行につきましては、郡山市農業委員会総会会議規則第6条により、会長が総会の議長となることになっております。

会長には議長席に移り、議事進行をよろしく願います。

議 長

会議規則に従いまして、議長を務めさせていただきます。

議事録署名人の選出ですが、署名人を2名選出したいと思います。選出方法について、お諮りいたします。

(議長一任の声あり)

議 長

議長一任の発言がありましたが、他に御意見はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、御異議ないものと認め、議長より指名いたします。

7番 馬場 猪吉委員

28番 藤田 稔委員

このお二方をお願いいたします。

続いて書記であります。議長より指名することで、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないものと認め、農業委員会事務局 松崎 直美主査を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第22号「平成30年度郡山市農業委員会基本方針の決定につい

議 長

て」であります。農業振興部会長及び農地部会長から説明をお願いいたします。

はじめに、遠藤 昭夫農業振興部会長からお願いいたします。

農業振興部会長

農業振興部会長の遠藤でございます。議案書の1ページをお開き願います。

議案第22号 平成30年度郡山市農業委員会基本方針の決定について

平成30年度郡山市農業委員会基本方針を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年5月7日提出 郡山市農業委員会会長 新田 幾男

続いて、議案書の2ページ、3ページをお開き願います。

平成30年度郡山市農業委員会基本方針（案）のうち、農業振興部会関連事項について、御説明いたします。

1 基本方針についてであります。本市の農業は、原子力災害による風評に加え、農産物の価格低迷や農業従事者の高齢化など、農業・農村の活力低下を招いている状況にあります。

このような中、国においては、平成28年11月に「農業競争力活性化プログラム」を取りまとめ、平成29年5月には、「農業競争力強化支援法」等が成立し、農業の持続的発展を後押しすることとしております。

また、平成28年4月の「農業委員会等に関する法律」の改正により、「農地等の利用の最適化」が、農業委員会の必須業務となり、現場活動を重点的に行う「農地利用最適化推進委員」が新設されました。本市農業委員会においては、本年8月に農地利用最適化推進委員を委嘱し、新体制に移行いたします。

本年度においては、農業委員と推進委員が連携し、「担い手への農地集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」、これら3つの活動により、農地利用最適化を重点的に推進するとともに、経営意識を持った担い手などが、希望を持って活躍できる農業・農村の創造を目指してまいります。

次に、2 活動方針についてであります。(1) 農業委員会の取り組みや活動については、ウェブサイト及び年2回発行の「農業委員会だより」に掲載し、農業委員会活動の見える化を図ります。

(2) 各委員が毎月1回、1農家以上を訪問する「新1・1・1運動」を展開し、農業経営の支援に努めます。

(3) 毎月中旬に農業相談日を開催いたします。

(4) 「人・農地プラン」の作成を関係機関と連携しながら推進する

農業振興部会長

とともに、担い手への農地集積・集約化を図ります。

(5)「農地等の利用の最適化の推進」のための課題や問題点について、関係行政機関等への意見を提出いたします。

(6) 農業経営基盤強化のため、担い手への農地利用集積などを推進するとともに、農業経営改善計画の達成に向けた支援を行います。

3 ページを御覧ください。

(8) 農地中間管理機構などと連携し、遊休農地解消に取り組みます。

(9) 新規就農者等の担い手の育成・確保対策に努めます。

(10) 市民への地元農産物のPRなど、郡山市食糧問題懇話会が実施する「食の啓発事業」の活動を支援いたします。

(11) 農業後継者の配偶者確保については、「農業後継者縁結び事業」を実施いたします。

(13) 農地賃借料及び農業労働賃金の情報提供を行います。

(14) 全国農業新聞の購読拡大を進めます。

次に、3 事業計画についてであります。

(1) 諸会議の開催は、アからエまでのとおりです。

(2) 年間事業計画は、4 ページから6 ページの別紙1、平成30年度年間事業計画(案)のとおりで。

農業振興部会関連事項につきまして、以上、御提案いたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

続きまして、松川 延安農地部会長にお願いいたします。

農地部会長

農地部会長の松川です。

平成30年度郡山市農業委員会基本方針(案)のうち、農地部会関連事項について御説明いたします。議案書の2ページを御覧ください。

2 活動方針のうち、(7) 農地の違反転用対策として、広報紙による周知やパトロールによる未然防止を図るとともに、関係機関と連携し迅速な対応を図ります。

次に、3 ページの、(12) 農業者の老後の安定及び福祉の向上を目指し、農業者年金加入推進活動を積極的に行います。

(15) 農地法に基づく許可事務については、厳正かつ公正、公平な審議を行うとともに、審議結果の公表を行います。

以上、御提案いたします。

なお、5 ページには、平成30年度の農地部会の年間事業計画を事務・事業ごとに、月別に記載してあります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、両部会長から説明がありましたが、御質問、御意見等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がありましたが、議案について、原案どおり決定することで、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議ないものと認め、議案第22号「平成30年度郡山市農業委員会基本方針の決定について」は、原案どおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第23号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」であります。農地部会長、農業振興部会長から説明をお願いいたします。

はじめに、松川 延安農地部会長からお願いいたします。

農地部会長 農地部会長の松川です。議案書の7ページを御覧ください。

議案第23号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年5月7日提出 郡山市農業委員会会長 新田幾男

8ページを御覧ください。

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)

I 農業委員会の状況ですが、国から示された様式に基づくものであり記載のとおりです。

それでは、農地部会関連事項について御説明いたします。

12ページを御覧ください。

V 違反転用への適正な対応ですが、1 現状及び課題は、管内の農地面積12,600haの内、9haの違反転用面積があり、是正達成のため早期発見が必要であります。

3 活動計画・実績及び評価は、活動計画による実績は、農地パトロールを25回、9月～10月の現地調査を17回実施し、ウェブサイト及び農業委員会だよりで周知をしました。

次に、VI 農地法等よりその権限に属された事務に関する点検ですが、1 農地法第3条に基づく許可事務は、年間処理件数が169件、うち許可件数が168件、不許可件数が1件であり、現地調査及び申請

農地部会長

者に対する聞き取り調査を実施し、関係法令及び審査基準に基づき、農地部会で審議を行いました。審議内容は、議事録を作成し、縦覧に供しウェブサイトに掲載しました。平均処理期間は21日であります。

2 農地転用に関する事務は、年間処理件数が60件であり、平均処理期間は21日であります。

次に、14ページの3 農地所有適格法人からの報告への対応は、管内の38法人のうち、10法人から報告書が未提出であり、これらの法人に対しては、指導を強化することとしております。

4 情報の提供等は、賃貸借情報の調査・提供について、815件を調査し、その結果を農地の賃借料情報として、印刷物を作成するとともに、市ウェブサイトに掲載し、農地の権利移動等の状況把握は、683件について調査いたしました。農地台帳の整備は、整備対象農地面積15,751haについて、データの更新を行い公表しております。

次に、Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見等については、3月20日から4月18日まで、市のホームページで公表しましたが、事務に関する意見はありませんでした。

次に、Ⅷ 事務の実施状況の公表等ですが、1 総会等の議事録は、市のホームページに公表しております。

2 農地利用最適化推進施策の改善についての意見の提出は、原子力災害対策ほかについて提出しました。

3 活動計画の点検・評価の公表は、市のホームページに公表しております。

次に、16ページ、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

I 農業委員会の状況については、記載のとおりであります。

次に、18ページ、V 違反転用への適正な対応ですが、1 現状及び課題は、管内の農地面積12,400haのうち、違反転用面積が9haであり、現地調査を行い違反解消に努める。

2 平成30年度の活動計画は、農業相談日にパトロールを計画的に行い、9月から10月を違反転用防止強化月間とし、是正指導に取り組むこととします。

以上、御提案いたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、遠藤 昭夫農業振興部会長、お願いいたします。

農業振興部会長

農業振興部会長の遠藤です。平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)のうち、農業振興部会関連事項について御説明いたします。

9ページをお開き願います。

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化であります。1 現状及び課題は、管内の農地面積12,600haのうち、これまでの集積面積が4,109ha、集積率は32.6%でありました。課題としては、耕作放棄地の拡大と利用権設定制度の周知及び担い手へのあっせん活動が急務であります。

2 平成29年度の目標及び実績は、目標4,159haに対し、実績は4,320haで、達成状況は103.9%でありました。

3 目標達成に向けた活動は、活動計画を農地利用集積円滑化団体等、関係機関との連携を図り、11月から翌年2月を強化月間として、農地流動化を推進することとし、活動実績は、計画どおり実施し、担い手への農地利用集積を推進しました。

4 目標及び活動に対する評価は、農業相談や農地中間管理機構との連携により、農地の集積や利用権設定に向けた調整を行いました。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進であります。1 現状及び課題は、表のとおりであります。さらに、広報等に力を入れる必要があると思われれます。

2 平成29年度の目標及び実績は、参入目標が10経営団体、面積10haに対し、実績は21経営体、19haでありました。

3 目標の達成に向けた活動は、活動計画を農業相談、企業参入説明会への参加とし、活動の実績は毎月の農業相談や県が主催した説明会に参加いたしました。

4 目標及び活動に対する評価は、表のとおり、「達成」、「実施した」であります。

次に、11ページを御覧ください。

Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価ですが、1 現状及び課題は、遊休農地が371haであり、課題としては、遊休農地の多くが中山間地に存在し、農業従事者が減少しており、後継者の育成や借り手の確保に向けた対策が必要と思われれます。

2 平成29年度の目標及び実績は、10haの目標に対し、1.4haの実績となっております。

3 2の目標の達成に向けた活動は、重点地区を選定し、現地調査や聞き取り調査を実施しながら、農地パトロール等を行いました。

4 目標及び活動に対する評価は、表のとおりであります。

次に、17ページをお開き願います。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）のうち、Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化であります。1 現状及び課題は、農地面積12,400haのうち、これまでの集積面積は4,320haであります。

2 平成30年度の目標案及び活動計画は、集積目標面積を4,400haとし、そのうち新規の集積は80haです。

農業振興部会長

8月からの新体制のもと、農業委員と推進委員が一体となり、関係機関と連携を図り農地流動化を推進してまいります。

次に、Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、1現状及び課題は表のとおりであります。広報等に力を入れる必要があります。

2 平成30年度の目標及び活動計画は、参入目標数は10経営体、10haです。

次に、18ページをお開き願います。

Ⅳ 遊休農地に関する措置についてであります。1現状及び課題は、遊休農地面積は374haであり、課題としては、遊休農地の多くが中山間地であり、農業従事者が減少している中、借り手の確保対策が必要です。

2 平成30年度の目標及び活動計画は、遊休農地解消目標面積を10haとし、重点地区を選定しながら、利用状況調査を実施し遊休農地解消に努めてまいります。

以上、御提案いたします。御審議のほど、よろしく願います。

議長

ありがとうございました。

ただ今、農地部会長、農業振興部会長から説明がありました。御質問、御意見等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしの声がありました。議案について、原案どおり決定することで、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第23号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」は、原案どおり決定いたしました。

議長

次に、議案第24号「郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程」であります。事務局から説明をお願いします。

事務局長

事務局長の松井です。議案書の19ページをお開きください。

議案第24号について御説明いたします。

郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定める。

理由 農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農地部会を廃止することから、農地部会運営要領に規定する農業委員会事務局長の

事務局長 専決事項について規定を整備するため。郡山市事務決裁規程の一部改正に伴い、農業委員会事務局長の専決事項について所要の改正を行うため。

平成30年5月7日提出 郡山市農業委員会会長 新田 幾男

内容については、20ページに記載のとおりです。  
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明について、御質問、御意見等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしの声がありましたが、議案について、原案どおり決定することで、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議ないものと認め、議案第24号「郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程」は、原案どおり決定いたしました。

議長 次に、議案第25号「郡山市農業委員会慶弔内規の一部改正について」であります。事務局から説明をお願いします。

事務局長 事務局長の松井です。議案書の21ページを御覧ください。議案第25号について御説明いたします。

郡山市農業委員会慶弔内規の一部改正について

理由 農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、新設される農地利用最適化推進委員について規定するため。

平成30年5月7日提出 郡山市農業委員会会長 新田 幾男

農業委員会慶弔内規第5条において、「この内規の改廃は、総会に諮って決定する。」と規定されておりますので、議案として提出いたします。なお、新旧対照表については、22ページに記載のとおりです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明について、御質問、御意見等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしの声がありましたが、議案について、原案どおり決定する

議 長 ことで、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議ないものと認め、議案第25号「郡山市農業委員会慶弔内規の一部改正について」は、原案どおり決定いたしました。

次に報告事項に入ります。

はじめに、報告第1号「専決処分事項の報告について」、専決第1号「郡山市農業委員会事務局職員人事発令について」、専決第2号「郡山市農業委員会事務局出張所職員人事発令について」、専決第3号「郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程」について、事務局から報告いたします。

なお、報告事項に対する御質問は、報告事項説明終了後にまとめてお受けしますので、御了承願います。

庶務係長 庶務係長の家久来です。報告第1号について、報告いたします。23ページをお開きください。

報告第1号 専決処分事項の報告について、郡山市農業委員会規程第5条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第1号 郡山市農業委員会事務局職員人事発令について

専決第2号 郡山市農業委員会事務局出張所職員人事発令について

専決第3号 郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程

24ページを御覧ください。

専決第1号 専決処分書

郡山市農業委員会規程第5条第1項の規定により、総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

郡山市農業委員会事務局職員人事発令について

理由、平成30年3月31日付け及び平成30年4月1日付けで事務局人事を発令するため。

事務局職員人事発令の内容については、25ページに記載のとおりです。

26ページを御覧ください。

専決第2号 専決処分書

郡山市農業委員会規程第5条第1項の規定により、総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

郡山市農業委員会事務局出張所職員人事発令について

庶務係長

理由、平成30年3月31日付け及び平成30年4月1日付けで事務局人事を発令するため。

事務局出張所職員人事発令の内容については、27ページに記載のとおりです。

28ページを御覧ください。

専決第3号 専決処分書

郡山市農業委員会規程第5条第1項の規定により、総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程

理由、平成30年4月1日付けの郡山市職員の旧姓使用に関する取扱要綱の制定等による郡山市事務決裁規程の一部改正に伴い、郡山市農業委員会規程の一部を改正し、同日から施行する必要性が生じたため。

郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程の内容については、29ページに記載のとおりです。

以上、報告いたします。

議 長

報告事項は以上であります。

報告事項に対する御質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありましたが、他にございませんか。

(なしの声あり)

議 長

異議ないものと認め、報告第1号を終わります。

続きまして、「その他」に入ります。

(1) 平成29年度郡山市農業委員会主要事業の経過報告について

(2) 平成30年度郡山市農業委員会予算の概要について

を事務局から説明願います。

農地調整係長

農地調整係長の柳沼です。

議案書の30ページを御覧ください。

平成29年度郡山市農業委員会主要事業の経過報告をいたします。

1 会議開催状況

(1) 総会、運営委員会関係ですが、総会は、平成29年5月8日に、活動計画等について、同年12月21日に農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の制定等について開催いたしました。運営委員会、幹事会及び農業委員会合併50周年記念誌編集委員会について

農地調整係長

は、記載のとおり開催いたしました。

次に、(2) 農地部会関係ですが、農地部会は、毎月記載のとおり開催いたしました。次に、特別委員会は、農業振興地域変更に係わる転用基準の判断について3回、また、調査会は農地法第3条許可申請の事前審査会を10回、非農地証明申請に係る合同調査を20回、転用許可事案、違反転用並びに農業開始事案の委員追跡調査を実施いたしました。

次に、(3) 農業振興部会関係ですが、農業振興部会は、5月、9月、12月を除き記載のとおり開催しました。専門委員会は、農政強化対策専門委員会を2回、情報活動強化対策専門委員会を4回開催いたしました。

次に、35ページ、2 主要事務事業ですが、会長、委員及び事務局が出席しました主要な会議並びに各種団体の主な事業については、記載のとおりであります。

次に、37ページからの、3 遊休農地対策実施状況、4 農地法関係の農地等権利移動状況、5 農業経営基盤強化促進事業による農用地流動化状況までは、記載のとおりであります。

以上、平成29年度郡山市農業委員会主要事業の経過について、御報告いたします。

事務局次長

農業委員会事務局次長の齋藤です。

平成30年度郡山市農業委員会予算の概要について御説明いたします。議案書の40ページをお開き願います。

予算総括表上段、I 農業委員会費総額は、33,052千円で、前年度と比較し、6,701千円の減となっております。

次に、2から11までの事務事業につきましては、次のページからの内訳で御説明いたします。41ページを御覧ください。

2 農業委員費28,016千円は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬、委員活動に要する経費並びに国の農業施策等に関する勉強会に要する経費であります。

次に、43ページをお開き願います。

3 事務局費1,276千円は、事務局運営に要する経費及び「農業委員会だより」の発行等に要する経費であります。

次に、4 農地調整事務処理事業費5千円から、次のページ5 農業者年金事務費225千円は、農地調整及び農業者年金加入促進等の事務に要する経費であります。

6 農業経営者育成対策事業費1,047千円は、農業経営者の育成及び農業後継者縁結び事業に要する経費であります。

次に、45ページ中段の、7 農業経営基盤強化促進事業費191千円、8 食糧問題啓発事業費280千円は、それぞれ事業推進に要する経費であります。

事務局次長

次に、46ページ上段、9 農地基本台帳費1,884千円は、農地基本台帳システムの運用及び機器保守管理等に要する経費であります。

次に、10 農地法権限移譲事務費128千円は、農地法第4条、第5条に基づく農地転用の許可、権利移動等に要する経費であります。

以上が、平成30年度郡山市農業委員会予算の概要であります。

議長

ありがとうございました。

その他の説明が終わりました。

このことに対して、御質問ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、以上を持ちまして、付議事項の審議は全て終了いたしました。

長時間に渡り、慎重審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

議長の座を下ろさせていただきます。

幹事長

議長には、スムーズな進行、ありがとうございました。

以上を持ちまして、第6回農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。